

## 令和3年度入札・契約制度改革の概要について

### 1. 予定価格等の事後公表案件の拡大

宇治市では、令和元年10月1日より、予定価格1億円以上の一般土木・建築の工事案件については事後公表として施行実施してまいりました。

この間、特に弊害なく入札が執行されていることから、令和3年10月1日以降に公募を開始する工事案件においては、事後公表案件を予定価格1億円以上の全ての工種の工事案件に拡大して試行実施することとします。

また、現在、指名業者を事前に公表していますが、談合を助長しかねないなどといった課題があることから、令和4年4月1日以降に公募を開始する案件においては、予定価格等の事後公表案件は指名業者についても事後公表とすることとします。

#### (1) 対象案件

工事案件のうち、予定価格1億円以上の案件とする。

#### (2) 対象案件の拡大開始時期

令和3年10月1日を予定

#### (3) 指名業者の事後公表

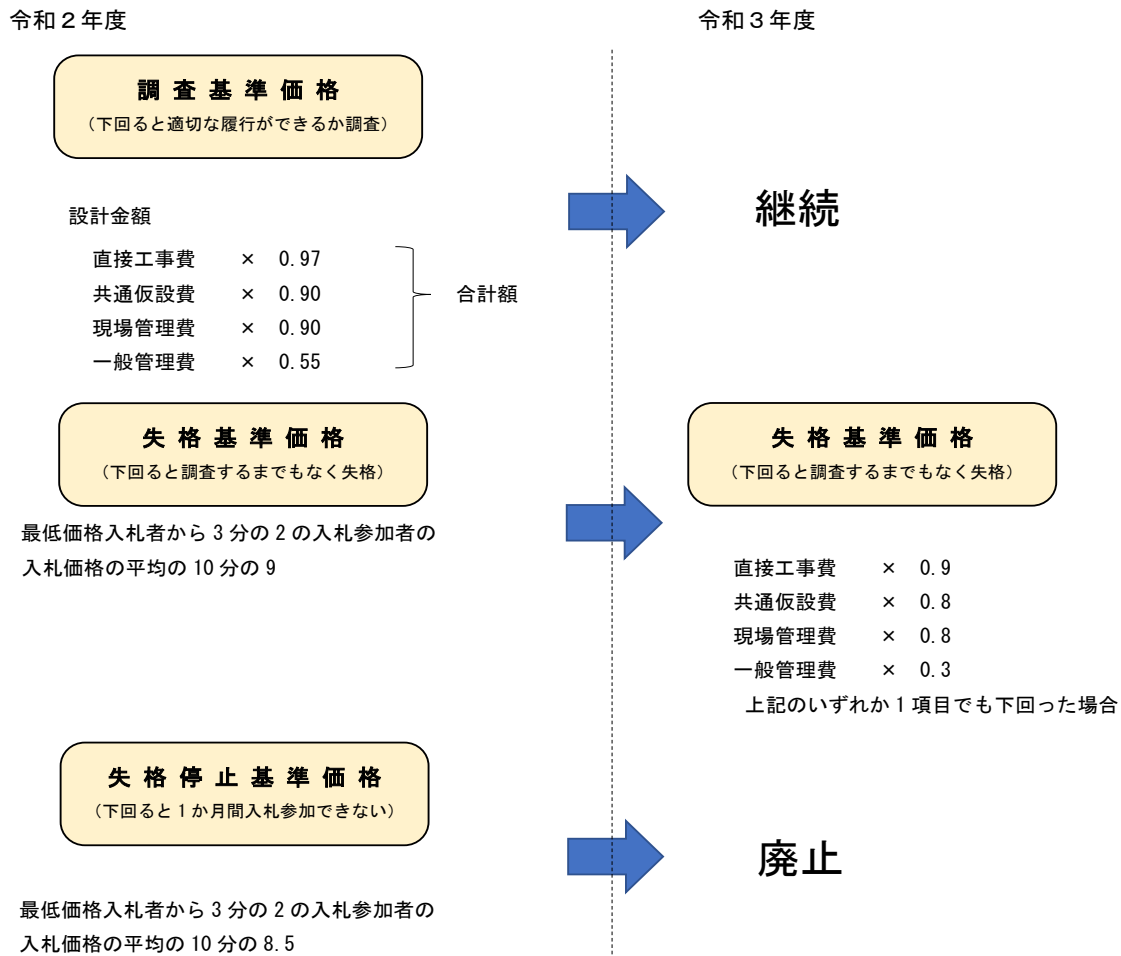
令和4年4月1日以降の予定価格等事後公表案件を対象とする。

### 2. 低入札価格調査制度の運用の変更

ダンピングを防止することにより工事の品質を確保するため、次のとおり低入札価格調査制度の運用を変更します。

適用は、令和3年5月1日以降に発注する案件とします。

## (1) 失格基準価格の変更及び失格停止基準価格の廃止



## (2) 技術者複数名の配置

低入札価格調査を経て落札者となった場合は、工事の品質を確保するため、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者(監理技術者等になりうる資格の保有者)を補助者として専任で配置することを求めます。

## (3) 低入札価格調査辞退の導入

予定価格等事後公表の工事案件においては、指名停止の規定は維持しつつも、調査を辞退することができることとします。運用は次の通りです。

- ① 1回目は口頭注意、2回目は文書警告、3回目は指名停止とする。
- ② 年度ごとに、履歴はリセットする。

#### (4) 理由書提出期限の見直し

低入札価格調査の対象案件において入札時に提出を求めている「当該価格で入札した理由書」について、提出期限を低入札価格調査におけるその他の提出資料と同日に変更します。具体的な期限は、案件ごとに指定します（指定のない場合は、入札執行日から7日以内）。

### 3. 発注区分の見直し

#### ○舗装工事の発注基準の見直し

予定価格6,000万円未満の舗装工事案件においては、舗装工事を最希望しているもののみが入札に参加できることとします。

適用は、令和3年5月1日以降に発注する案件とします。

### 4. その他

#### (1) 総合評価競争入札制度における評価項目の追加

「第4次防犯推進計画」において再犯防止施策の推進を図ることに伴い、協力雇用主（犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主）に対し、総合評価の評価項目として加点します。

適用は、令和3年5月1日以降に発注する案件とします。

#### (2) 全下請け業者の社会保険加入の義務化

現在、一次下請けまで求めている社会保険加入の義務化を全下請け業者に拡大します。

適用は、令和3年10月1日以降に発注する案件とします。

#### (3) 業者登録追加受付の拡大

現在、毎年7月に行っている業者登録の追加受付を、5月から10月までの毎月追加受付を行うこととします。

### 7. その他連絡事項

#### (1) 交通安全施設の発注について

##### ① 塗装工事における担当技術者の資格について

主工種が塗装工事となる案件については、次のような資格を有する技術者の配置が必要となります。当該案件への参加にあたっては、該当する技術者の配置が可能か十分に確認をお願いします。

<必要となる資格>

- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士（種別：鋼構造物塗装）
- ・ 2級建築施工管理技士（種別：仕上げ）
- ・ 路面標示施工技能士
- ・ 実務経験（塗装工事） など

②単価契約における発注時の対応について

単価契約の案件においては、緊急時の対応等を考慮し単価契約としていきます。当該案件への参加にあたっては、特記仕様書等の業務内容を確認し行ってください。

(2) 各種提出書類について

①宇治市競争入札等参加資格審査申請事項変更届について

業者登録時に、契約課へ提出いただいています営業所の専任技術者や資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の内容に変更があった場合、速やかに変更届を提出いただきますようよろしくお願いいたします。（工事登録業者のみ）

②各種提出書類の厳格対応について

これまでから、入札参加表明時の添付書類の不足及び記載不備について、厳格に対応することを周知してきましたが、特に添付書類の不足については参加表明の意思が読み取れない場合があります。入札参加資格の審査資料であることをご理解いただくとともに、場合によっては審査脱落の対象となりますので、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

③経営規模等評価結果通知書の写しの提出について

経営規模等評価結果通知書については、運用上、指名通知の時点で有効な点数で契約課に提出のあったものを適用しています。

参加表明等の締切日において有効であっても、指名通知の日までに有効期限の切れるものについては、無効な点数として取り扱っておりますのでご注意ください。

(3) 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

既に宇治市ホームページ等でも周知していますように、国、府に準拠する中で、宇治市においても運用を実施しております。下請企業との請負金

額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等適切に対応していただきますようお願いいたします。

(4) 電子入札システムの手続について

電子入札につきまして、理由なく入札不参加の場合の指名停止措置（1か月）は行いませんが、入札の手続きが最後まで完了しているか改めて確認をお願いします。

また、トラブル等による各書類の未提出を防ぐためにも、十分時間に余裕を持って利用していただきますようお願いいたします。